

令和4年度東京都税制調査会報告 概要版

I 税制改革の視点

- | | |
|--------------------|---|
| 1 基本的視点 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 少子高齢・人口減少社会 ■ 地方分権改革の推進 ■ 財政の持続可能性の確保 ■ 地方税体系の在り方 ■ 所得格差に対応した税制 ■ 税制のグリーン化 |
| 2 時代の変化に
対応した視点 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症による
経済・社会への影響 ■ 国際情勢等による影響 |

II 税制改革の方向性

1 環境関連税制

- 2050年のカーボンニュートラルを実現するため、再生可能エネルギーへのシフトや省エネ等を念頭に、カーボンプライシングの取組を推進していく必要がある
- 「地球温暖化対策のための税」の税率引上げの早期実現に向けた取組を加速すべき
- 車体課税について、CO₂排出量の要素（基準）を取り入れるなど、積極的に環境税制として位置付けていくことが極めて重要であり、速やかに導入を検討する必要がある。中長期的な方向性としては、例えば、課税標準を車体重量若しくは走行距離に、又はCO₂排出量・重量・走行距離の組合せとする方法を検討する必要がある
- 住宅に係る税制全般について、軽減措置の対象を環境性能の高い住宅に重点化し、その普及を促進していく必要がある

2 税務行政のDX

- 納税者の利便性を向上するために、ワンストップを実現していくことが重要であり、法令等の見直しを通じて、バックオフィス連携を推進していかなければならない
- 税務情報の連携のため、様式・帳票の項目（連携データ）等の標準化を行うなど、具体的な取組を進めていく必要がある

令和4年度は第8期（R4～R6）の初年度に該当



3 個人所得課税

- 個人住民税の現年課税化に向け、制度そのものの在り方や、デジタル技術の活用等について検討を進めていくべき
- 「ふるさと納税」は、受益と負担との関係を歪める制度であり、抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべき
- 個人事業税の法定対象事業の限定列挙方式について、早急に、時代に即して見直しを行い、「事業性」の認定の仕組みを納税者に分かりやすく簡素化すべき

4 地方法人課税

- 外形標準課税の適用基準について、資本金以外の指標も組み合わせること等を検討すべき。また、分社化への対応として、大法人の子法人を外形標準課税の適用対象にすることも考えられる
- 国際課税ルールの見直しに伴う日本国内での税収の帰属の在り方については、社会インフラの整備を進めてまちづくりを担う地方自治体に税収を帰属させる意義がある
- デジタル技術を駆使した企業活動から生まれる所得に適切に課税を行う一方で、Web3.0等の最新技術を駆使してビジネスを開拓するスタートアップが我が国で活動しやすい環境を整備することも課題
- これまでの偏在を是正を名目とした地方法人課税の国税化措置は、地方税の応益原則に反する